

講 演

所有権に基づく返還請求権の消滅時効

ライナー・フランク
常岡史子訳

- 1 はじめに一法律の状況—
- 2 善意取得による所有権の喪失
- 3 実務にみられる所有権に基づく返還請求権
の時効消滅の例
- 4 現行法の問題点
- 5 不動産における消滅時効の問題点
- 6 所有権に基づく返還請求権が永続的に
否定されるその他の事例
- 7 むすび

1 はじめに一法律の状況—

自己に帰属する物の返還を求める所有者の請求権（ドイツ民法典〔以下 BGB と記述〕985条）は、30年で時効により消滅する。この法理は、ドイツ法について、すでに1900年1月1日のBGBの施行以来認められてきた。確かにBGBはその当初の規定において返還請求権の消滅時効を明白には定めておらず、「他人に作為または不作為を求める権利」は30年の通常の消滅時効期間に服するという一般的な形（BGB旧194条、195条）で規定していた。しかし、BGB985条による返還請求権がそのような権利であることもまた疑いの余地のないことである。2002年の債務法現代化法の施行により、BGB197条1項1号が、「所有権に基づく返還請求権」は30年で時効消滅すると明確に規定するに至っている。

その結果は驚くべきものである：ドイツの立法者の考えに従うと、所有権に基づく返還請求権の時効消滅によって所有者はその所有権を失うのではなく、

ただ、もはや占有者に返還請求できないということになる。したがって、所有権と占有が永続的に分れて帰属する。美術品を盗み30年間隠しておいた窃盗者は、30年が経過しても、もちろん所有者にはならないが、しかしその美術品を所有者に返還する必要はもはやない。学説では „nudum ius“ (「裸の権利」)⁽¹⁾ ということが言われている。利益法学を築いた Philipp Heck は、「権利の不具」⁽²⁾ についてははっきりと語っていた。他にも、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後の所有権を「無防備な物権」⁽³⁾ と呼んだり、「半権利」⁽⁴⁾ とする者があった。

期間の満了が所有関係に影響を及ぼすかどうか、そしてどのように影響するかという問題は、国ごとに非常にまちまちに判断されている。フランス⁽⁵⁾ とスイス⁽⁶⁾ は、Vindikationsanspruch (所有権に基づく返還請求権) は消滅時効にかからないことを前提にしている。したがってこの両法秩序の立場では、所有者は、ある場合に (たとえば善意取得によって) 所有権を失うか、または所有権を保持し続けるかのどちらかである。所有者が所有権を有し続ける場合には、不法占有者に対しいつでも返還を請求することができる。それゆえ所有権は、法律上完全な価値を有する所有権のままである。

イギリス法でも、窃盗者は消滅時効を主張することはできないという原則が適用される⁽⁷⁾ : 「時間は窃盗者のためには経過しない」⁽⁸⁾。ドイツ連邦共和国は、1998年にロンドン高等法院で裁判された係争⁽⁹⁾ においてこの法律解釈を用いようとした :

ドイツ連邦共和国は、イギリスの被告に対して、第二次世界大戦の終わり頃ドイツの美術館から盗まれたある絵画の返還を請求した。ロンドン高等法院は

(1) Vgl. Wieling, „Nuda proprietas“, in : Scritti in onore di Antonio Guarino, Band 5 S. 2519ff., Neapel 1984.

(2) Grundriß des Sachenrechts, 1930, S. 126.

(3) Weigert JW 1927, 894.

(4) Motive zum BGB, Band 1, S. 292f.

(5) Vgl. Remien, Vindikationsverjährung und Eigentumsschutz, AcP201 (2001), 730, 738f.

(6) BGE48 (1922) II38, 45.

(7) Sect. 4 Limitation Act 1980, C. 58.

(8) 以下で再述する事例につき The Times vom 8. 10. 1998

(9) AcP 201 (2001), 731, NJW 1999, 2557並びに ZRP2001, 346で再掲の事例

この事件についてドイツ法を適用した。ドイツ法によれば、所有権に基づく返還請求権は時効によって消滅していた。そこでドイツ連邦共和国は、ドイツの諸消滅時効規定は明らかにイギリスの公序則に反することになったであろうから、イギリスの裁判所はそれらを適用してはならないと主張した。ドイツ連邦共和国のこの論拠は、イギリスでは当然のことながら大笑いを巻き起こした。ロンドン高等法院は、もちろんドイツの法律見解には従わなかった。もっとも、後にドイツ連邦共和国はこの訴訟で勝ち、それは、この場ではこれ以上詳細に立ち入ることのできない他の理由によってであった。

したがって、次のことを記憶にとどめておこう：スイスもフランスもイギリスも、窃盗者やその悪意の権利承継者に対しては、所有者の返還請求権は消滅時効にかからないという見解をとっている。

オランダ法はまったく別の見解に立つ：オランダでは20年が経過すると悪意の占有者も、それゆえ、特に窃盗者も法律上当然に所有権を取得する⁽¹⁰⁾。ただし、ここまで言及してきたすべての法秩序は、所有権と所有権に基づく返還請求権が並行しているという点で共通する：所有者はその所有権を維持しそれを行使できるか（スイス、フランス、イギリスがそうである）、または（オランダのように）それを失うかのいずれかである。ドイツ法の中間的な形態、すなわち、所有者が所有権は維持するがもはや所有権に基づく返還請求権を行使することはできないというそれは、他のヨーロッパ諸国の法秩序とは非常に異なっている。

ドイツ法の解決策は以下のように説明される：立法者は、一方では30年満了後に法律上の平和をもたらしとした。他方、窃盗者を単なる時の経過によって所有者にならせることはしたくなかった。それゆえドイツの立法者は、妥協的解決を取ることに決めた：所有者は彼の所有権を維持するが、所有権に基づく返還請求権を行使することはもはやできない。所有権と所有権に基づく返還請求権について一方と他方で異なる扱いをすることは、技巧的なものであり、私が以下でより詳しく取り上げるような諸問題を生じる。

(10) オランダ民法典3105条1項は次のようにいう：「自主占有の終了を求める請求権の消滅時効が発生する時点で物を自主占有する者は、たとえその自主占有が善意でなかったとしてもその物を取得する」。

2 善意取得による所有権の喪失

自明のことながら、所有権に基づく返還請求権が時効により消滅したかどうかという質問は、所有者がその所有権をそれより先に善意取得によって失っていない場合にのみなされる。

ドイツ法では、善意取得による動産所有権の喪失は原則として起こりうる(BGB932条以下)。もちろん BGB935条は盗品についての善意取得を排除している。窃盗者が盗品を善意者に譲渡した場合、後者は所有者にはならず、それは盗品がその前に5人や10人の手に渡っていたとしても同様である。所有者はいつでもその所有物の返還を請求でき、その際占有者が善意か悪意かで違いはない。スイス法とは異なり⁽¹¹⁾、所有者は善意の占有者が売主に支払った代金を弁償する必要もない。

ドイツ民法典はもちろん二つの場合に例外を置いて、盗品の善意取得を認めている：盗品が公の競売において譲渡された場合には、善意取得が可能である(BGB935条2項)。絵画を美術品のオークションで買い受けた者は、善意である限り所有者になる。この規定の背後には、買主が動産を公の競売において取得する場合には、特別な保護に値するという考慮がある。その上、公の競売では物の出所に関して事前の照会がなされたこと、および手続自体が正しく行われることについて高度の保証が存在する。競売においては盗品についての所有権も善意取得されうるという原則は、もちろんドイツ法についてのみ制限なく認められるものである。目的物が外国のオークションで取得された場合には、準拠法となる外国法(物の所在地法)が、善意取得が可能かどうかそしてそれはいつかについて決定する。

盗品について善意取得が排除されるという原則に対する第二の例外は、いわゆる取得時効の場合である。動産を10年間自己に帰属するものとして占有した者は、10年の満了とともに法律上当然に所有権を取得する。要件はもちろん、10年間継続した善意の自主占有である。BGB943条による権利承継の場合に、前主の善意の自主占有が取得者に加算されることによって、取得時効はより容易となる。

例：窃盗者が盗品である美術品を善意者に譲渡する。5年後に買主がその美

(11) スイス民法典934条2項

術品を、同じく善意の第二の買主に譲渡する。第二買主には第一買主の占有期間が加算されるので、さらに5年経過すると、彼はその盗まれた美術品についての所有権を善意取得する。

そこで、次のことが記憶にとどめられるべきである：盗品についての善意取得は可能ではないけれども、善意の自主占有者は10年経過すると法律によって所有権を取得する。公の競売において盗品を善意で取得した者も、所有者となる。

3 実務にみられる所有権に基づく返還請求権の時効消滅の例

したがって実務では、30年以上経過した後、いったいいつ所有者が占有者に返還を請求することになりうるのかという質問がなされる。日用品はまったく問題とされるべきではないだろう。これらは、そんなに長い時が経った後では価値を失ってしまっている。ここで特に考慮の対象となるのは、美術品である。ヨーロッパではすでに、オランダとドイツが「泥棒の天国」と呼ばれてきた⁽¹²⁾。良心の呵責をほとんど持たずに息長くやりながら、盗まれた美術品を何十年も隠しておいて、法定期間の満了後に堂々と世間に提示する収集家や私設美術館はかなりの数になるかもしれない。イギリス人たちは、彼らの旧消滅時効法がこのような結果をもたらすことに80年代の初めに気づいたとき迅速に法律を変更し、今日、窃盗者のためにもはや消滅時効期間を進行させてはいない⁽¹³⁾。

しかし窃盗者は、盗品を流通に乗せるまで必ずしも30年待つ必要はない。窃盗者がこの期間の満了前に盗品を譲渡した場合、公の競売のケースにおける取得も10年後の取得時効も、取得者が善意の場合には可能である。BGB932条2項の法定の定義に従えば、取得者が故意または重過失であった場合、彼には善意が欠けていることになる。美術品の取得に際して、買主には特別な慎重さが期待されるだろう。高価な絵画の購入の際に鑑定をしない者は、通常、重過失があるとされてよい。

第二次世界大戦に由来する盗品について、今日30年の期間は必ずしも経過し

(12) Siehr, Verjährung der Vindikationsklage?, ZRP 2001, 346, 347 mit weiteren Nachweisen.

(13) 旧：Limitation Act 1939, ch. 21. 現：Sect. 4 Limitation Act 1980, C. 58.

ているわけではない。たしかに BGB198条は、物権的請求権において前主の占有は権利承継者のために資すると規定する。しかしこの規定は、「権利承継」の場合、すなわち法律行為による取得の場合にのみ適用される。窃盗者が盗品を第三者に預けこの第三者がそれを横領するか、または窃盗者自身が盗まれた場合、ドイツ法によれば30年の消滅時効期間が新たに開始する。通説に従えば、それどころか最初の窃盗者のもとで30年の期間がすでに完全に経過したという場合にも、このことは認められる。結局、原所有者は、30年の期間満了後も所有者のままであり、なるほど最初の窃盗者にはないが、この窃盗者から盗んだ者に対して所有物の返還を請求することができるのである。

30年の消滅時効期間が重要となるのは窃盗の事例のみではないということ、実務は示す。相続に際してもまったく同じ問題が起こりうる。ある相続人が、自分は相続人ではないと知っているかまたは知らないことに重過失がある場合、取得時効はその者のためには考慮されない。善意の者のみが時効取得できる (BGB937条2項)。実務では、相続人が自分は相続人にならなかったと知っているという事態が、どうしても起きてくる。被相続人のより近い親族が、自分を相続から廃除する遺言を破棄・隠匿した、または遺言が偽造されたという事例を考えてみよう。ここでは、管轄を有する遺産裁判所が相続証書を出したとしても、「表見相続人」は遺産の所有者にはならない。しかし30年経過後は、悪意の「表見相続人」は真正相続人に対して返還請求権の時効消滅を主張することができるのであり、その際、相続人が BGB985条に基づいて返還請求権を主張するか、2018条に従いいわゆる相続回復請求権によるかで違いはない。

4 現行法の問題点

占有者は30年経過後は所有者への物の返還を拒絶してよいという現行法の規定は、問題を生じる。占有者が30年後に物の占有を任意に放棄し、物を貸したり譲渡した場合には、どうなるのか。

a) 占有者が物を第三者に使用貸借した場合、法的意味における占有の放棄はまったくない。占有者は直接占有は手放すが、いわゆる間接占有を保持している (BGB858条 [868条：訳者注])。法律が30年後に占有者に与える保護は、直接占有者のみならず間接占有者にも認められる。したがって所有者は、使用貸主にも使用借主にも物の返還を請求できない。

b) 窃盗者またはその権利承継者が盗品を30年経過後第三者に譲渡した場合、盗品について善意取得はないので、第三者は所有権を取得しない。所有物の返還請求についての期間がそこで新たに開始するとしたら、所有者は現実には第三者に返還請求できることになったであろうに。けれども BGB198条は次のように規定する：「物権的請求権の存在する物が権利承継によって第三者に占有されるに至った場合、前主の占有中に経過した消滅時効期間は権利承継者のために資する」。これは、所有権に基づく返還請求権がすでに窃盗者に対して時効により消滅していた場合には、窃盗者の権利承継者に対する返還請求権は時効消滅したものとみなされるということを意味する。

c) しかしながら一つ問題が残っている：窃盗者が、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後、たとえば彼自身が盗まれたり、または使用借主、賃借人、受寄者が物を横領したことにより、その自由意思によらずに占有を失った場合、BGB198条の特別規定は介入しない：ある物を盗んだりまたは横領した者は、BGB198条の意味における「権利承継者」ではない⁽¹⁴⁾。通説によれば、この場合所有者は物の返還を請求できる。これに反して、占有を自由意思によらずに失った前占有者に、返還請求権は帰属しない。この結論は驚くべきもので、理由づけるのは難しい。立法者は30年が経過した後は法的平和をもたらそうとしたと考えることでこの結論を正当化しようとすることもありえよう。けれども物が二度目に盗まれるか横領されるかして30年満了後に法的平和が新たに乱された場合、原所有者は「より良い権利」を有するべきであるとする。その場合、彼の所有権に基づく返還請求権はいわば生き返る。所有権が消滅時効の完成後もなお一定の一わずかであるとしても一経済的価値を有しているということをその事例は示す。物が30年満了後に新たに盗まれるか横領されたということは、もちろん稀な例外であるだろうが。

d) 窃盗者が消滅時効完成後に第三者に盗品を譲渡した場合、先程述べたように、所有者には第三者に対する所有権に基づく返還請求権はない。もちろん、所有者が譲渡した窃盗者に譲渡代金の返還を請求することができるかどうかという質問はなされるだろう。通説・判例によれば、所有者が盗品の譲渡において窃盗者の処分を追認する、すなわち物そのものはあきらめその代わりに譲渡代金の返還を処分した窃盗者に請求することは可能である（BGB816条）。この解決は、所有者が、物が譲渡されたことは知っているがそれがどこにある

(14) 詳細は Finkenauer, Zum Begriff der Rechtsnachfolge in §221 BGB, JZ 2000, 241.

かは知らないという場合に、特に所有者の益になる。

所有者が、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後も、譲渡した窃盗者に対して消滅時効にかからない譲渡代金の返還請求権を有するかどうかは、議論の余地のあるところである⁽¹⁵⁾。多くの学者は、意外にもそのような請求権に賛成を表明している。この見解が正しいというなら、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後 „nudum ius (裸の権利)“ について語ることはほとんどできないであろう。所有者は、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後は、窃盗者が盗品を譲渡するまでただ待てばよいということになってしまうだろう。窃盗者が結局、盗品を使用収益したり換金したりすることができないのであれば、盗品は窃盗者にとって一種の「不融通物」となっただろう。特に技巧を弄する所有者は、後で法外に高い売買価格を窃盗者に返還請求するために、窃盗者に対する買主として藁人形を立てることもできたであろう。それが正しいとは言い難い。所有権に基づく返還請求権が消滅時効にかかったなら、窃盗者には当然盗品の使用収益と換金も認められるべきであつたろう⁽¹⁶⁾。

e) さらに、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後になされる質問は、場合によっては生じうる所有者の付随的な請求権、たとえば物が窃盗者によって使用され毀損されたことによる清算請求権はどうなるかというものである。この質問は、法律の条文の助けをえて明確に解答される。所有権に基づく返還請求権が時効により消滅した場合、物の使用または毀損によるすべての付随的請求権についても同じことが認められる (BGB217条)。しかし時効消滅後には何が認められるだろうか。窃盗者が消滅時効期間満了後に所有者に対して占有権を有している場合、この権利は、弁償金を払う必要なしに物を使用する可能性をも含んでいる。これに関して学説の見解は一致している⁽¹⁷⁾。しかし、窃盗者が消滅時効期間の満了後に物を毀損したらどうなるか。結局、窃盗者は他人の物を毀損したのであり、その結果、BGB823条1項による責任が考慮されるべきであろう。ただし：その物は所有者にとって経済的価値を有していない。それは „nudum ius (裸の権利)“ である。したがって、所有者は物の毀

(15) Barbara Plambeck, Verjährung der Vindikation, Diss. Hamburg 1996, S. 212ff. mit Nachweisen; Müller-Katzenburg, Besitz- und Eigentumsvindikation bei gestohlenen und sonst abhandengekommenen Kunstwerken, NJW 1999, 2551, 2558; Remien (Fn. 5) AcP201 (2001) 730, 742ff.

(16) So auch Wieling (Fn. 1) S. 2527.

(17) Remien (Fn. 5) AcP201 (2001) 744.

損によって結局何の損害も負わず、損害賠償請求権を主張することもできないと言わなければならないだろう⁽¹⁸⁾。

f) 盗まれた美術品について活発に議論され、異なった解答のなされている問題は、30年の期間満了後の美術品の著作権法上の利用についてである⁽¹⁹⁾。美術品の著作権法上の利用は、著作権法44条により原則として所有者に帰属する。同様のことはBGB1004条によって認められ、その結果、いつ著作権法44条が基準となり、いつBGB1004条が基準となるかといった理論上の議論は重要ではない。所有者が、その所有権に基づく返還請求権の時効消滅にもかかわらず、彼に帰属する美術品が美術館に展示されるか、展示室の照明が明るすぎないか、空気は乾燥しすぎていないかあるいは湿気ていないかについてなお影響力を行使できるかどうか、学説では最も議論の対立しているところである⁽²⁰⁾。問題はまさに、立法者が、所有権に基づく返還請求権の時効による消滅とともに所有者からそのすべての権利を奪おうというのか、または所有者の残余の権限はそのままにしておくつもりだったのかである。著作権法44条とBGB1004条の観点からは、所有権に基づく返還請求権の時効消滅後、葉書、Tシャツ、コーヒーカップの上に見られる美術品の複製に関して判定するのは、所有者のなすべきことがあるいは占有者のなすべきことなのかという質問もさらになされよう。立法者は、30年経過後は、窃盗者またはその権利承継者から占有を回復する権限を所有者に認めていないとするなら、私見では、この立法者の決定は、今や窃盗者だけが物の使用、現金化、特に売却について決定しなければならず、したがって窃盗者には所有者のように物の経済的価値が与えられるという意味にも理解しなければならないだろう。そこで、それどころか30年の期間満了後は、法律の文言に反して窃盗者に盗品の所有権を認めるとする学者についても不足はしていない⁽²¹⁾。

(18) Plambeck (Fn. 15) S. 230f. は「残所有権の重要性」にしたがって損害賠償請求権を算定する。しかし、当然ながら、この残所有権は経済的に価値のないものとみなされなければならない。

(19) 詳細は Remien (Fn. 5) S. 744ff.

(20) Remien (Fn. 19) における指摘。

(21) Kegel, Von wilden Tieren, zerstreuten Leuten und versunkenen Schiffen, in: Festschrift von Caemmerer, 1978, S. 176: 「動産が30年占有されないままであった場合には、所有権は消滅する。」; Wieling (Fn. 1) S. 2528: 「消滅時効期間の経過後、占有者に所有権を与えることを認めることの中に、唯一の正当な解決がある。」

5 不動産における消滅時効の問題点

不動産所有権は、物権的合意と土地登記簿への登記によって取得される(BGB873条, 925条)。したがって登記のみでは所有権取得に十分ではない。そこで、動産において所有権と占有が分属することがありうるように、不動産についても結果として所有権と土地登記簿の登記が異なる者にあるということが起こりうる。30年かそれ以上土地登記簿に誤って所有者として登記されている者が、真の所有者に対して消滅時効の抗弁をなすことができるかどうかという問題が生じる。そのような事例が実務では必ず起こってくる。たとえば、30年以上経過後に真正相続人が所有者として確定される前に、ある者が誤って相続人とみなされ、土地登記簿に所有者として登記されることがありうる。おもしろいことに、BGB900条は、土地登記簿に不適切に所有者として登記された者は、30年満了後消滅時効の抗弁をなすことができるのみでなく、法律上当然に所有権を取得し、そしてそれは彼が所有者ではないと知っていた場合、また、彼が土地登記簿の登記をたとえば遺言の偽造のような犯罪行為によって得た場合にも認められると定める。

立法者が動産の占有者に返還請求権についての消滅時効の抗弁のみを認め、他方で、土地登記簿に不当に登記された者を30年経てば法律の規定に基づいて所有者とするとしているのは、一方での所有者の地位と他方での使用収益・換価権の永続的な分属が、土地登記法においては耐え難い混乱を引き起こしたであろうということに根拠を有する。土地登記簿によって所有者とされる者は、何人に対しても法律上、権限に制約を受けない土地所有者とみなされる。土地の取得者は、登記簿に記載されている者の所有者の地位についての善意につき保護される(BGB892条)。動産の場合と異なり、不動産について „nuda proprietas (虚有権)“ は実際にはまともな意味を持たず、現行の土地登記簿制度とは一致させられえなかったであろう。

6 所有権に基づく返還請求権が永続的に 否定されるその他の事例

ドイツの法曹はあまりにも抽象的で理論的な思考をする傾向がある。所有権と占有の永続的な分属は、その証拠である。付言すると、ドイツの立法者は、

所有権と占有の永続的な分属を所有権に基づく返還請求権の消滅時効の場合に限ってはいない。たとえば、2000年に BGB には新たに241a 条が加えられ、その1項の文言は以下のようにになっている：「注文されていない物が事業者によって消費者に給付されることによって、消費者に対する請求権は根拠づけられない」。そして同条2項は、注文されていない商品を送付した場合、事業者の消費者に対するすべての法律上の請求権が排除されるとする。すなわち：事業者は消費者に対して、注文されていない商品の送付後は代金支払いも返しも請求することはできない。彼は商品の毀損や費消の場合に損害賠償を請求することもできない。それにもかかわらず、事業者は商品の所有者であり続ける。彼はただ、所有権をいつか回復する機会を失っただけである。したがって、所有権と占有は永続的に分属する。この分属が法律上の問題を生じさせることは明白である⁽²²⁾。

7 むすび

所有権と占有が永続的に分属するということをドイツの立法者はありうることとしていたので、ドイツ法が他の関係でも第三者に対する所有者の諸権利を制限しているのは驚きではない。ドイツ法はすでに BGB の施行以来、いわゆる相対的物権という権利形態を知っている。所有者が法律上誰に対しても所有者であるわけではなく、特定人に対してのみ所有者であるという場合に、相対的所有権が存在する。ある人が A に対しては所有者だが B に対してはそうではないという考え方は実生活からかけ離れ、技巧的に効果を生じるので、相対的所有権の権利形態も、所有権に基づく返還請求権の消滅時効の場合と同じように、法律上非常に難しい問題に突き当たる。

ここで私の講演は終わりである。所有権に基づく返還請求権が30年で時効により消滅し、占有者が所有者になることはないというドイツ法の解決策は、誤りであると考えている。20年であれ、30年、50年であれ、占有者が時間の経過によって所有者となり、その結果従来の所有者が所有権を失うという解決が、唯一正しいもののように私には思われる。

(22) 詳細は Schwarz, §241a BGB als Störfall für die Zivilrechtsdogmatik, NJW 2001, 1449.

(訳者付記)

ライナー・フランク教授は、長年ドイツのフライブルク大学教授および同外国法・国際私法研究所長を勤められ、2003年10月をもって同大学を定年退官された。国際家族法学会 (ISFL)、国際社会事業団 (ISS) の会長をはじめとして、EU の各種委員会やハーグ国際私法会議等において要職を歴任され、ドイツを代表する民法・比較法学者として活躍されている。

本稿は、2003年11月12日早稲田大学比較法研究所、同月13日一橋大学において行われた同教授による講演 „Die Verjährung des Eigentumsherausgabeanspruchs“ の翻訳である。本講演とその質疑応答はドイツ語でなされ、ドイツにおける物権的請求権の概念、ドイツ民法典の消滅時効制度などにつき重要な問題提起につながる内容の濃い意見が種々交換された。

今回の講演は、横浜国立大学の円谷峻教授のご尽力によって実現した。また講演会に際しては早稲田大学の内田勝一教授、一橋大学の滝沢昌彦教授にご高配を賜った。ここにお礼申し上げたい。